

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

4月以後にした資本的支出

Q : 4月以後に取得した減価償却資産は、新しい減価償却制度によって減価償却費の計算をするそうですが、資本的支出をした場合はどのように取り扱われるのですか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

4月以後に取得した減価償却資産に資本的支出をする場合は、次のように取り扱われ、いずれか選択することができることになっています。

- ① 資本的支出を本体と切り離し、新たに取得した資産として取り扱う(減価償却資産の種類及び耐用年数は本体と同じ)。
- ② 本体と新規取得した資本的支出について新しい定率法を採用している場合には、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、本体の取得価額と資本的支出の金額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を取得したものとすることができる。
- ③ 新規取得とされる資本的支出について、新しい定率法を採用している場合で、②の適用を受けない場合は、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度の開始の時に、資本的支出の金額の合計額について、種類及び耐用年数を同じくする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができる。

